

第1回嬉野市議会定例会

追加議案

令和2年3月10日提出

嬉 野 市

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
35	令和2年3月10日	嬉野市債権管理条例について	1

議案第35号

嬉野市債権管理条例について

嬉野市債権管理条例を別紙のように制定する。

令和2年3月10日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 市債権の適正な管理に資するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権をいう。
- (3) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。
- (4) 強制徴収公債権 公債権のうち、法第231条の3第3項に規定する分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。
- (5) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (6) 私債権 市の債権のうち、市税及び公債権以外の債権をいう。
- (7) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理については、法令、他の条例又はこれらに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令、条例及び規則に基づき、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

2 市長は、市の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

(督促)

第5条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(台帳の整備)

第6条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。ただし、市の債権の管理上、市長が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

(債務者情報の収集等)

第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該市の債権の管理に関する事務を行うために必要な範囲内において、当該市の債権に係る債務者の個人情報(次項において「債務者情報」という。)を、同一の実施機関(嬉野市個人情報保護条例(平成21年嬉野市条例第21号)第2条第3号に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。)内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

2 市長は、前項の規定により債務者情報を収集し、又は目的外に実施機関内において利用し、若しくは他の実施機関に対して提供するときは、当該市の債権の管理に関する事務以外の目的に債務者情報が使用されないよう、当該債務者情報を適正に管理しなければならない。

(滞納処分等)

第8条 市長は、市税及び強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第9条 市長は、非強制徴収債権について、第5条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第13条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第14条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収債権(保証人の保証があるものを含む。)については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収債権(第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続

(非訟事件の手續を含む。)により履行を請求すること。

- 2 市長は、前項第3号の規定により履行を請求するときは、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第383条の規定により支払督促の申立てを積極的に行うものとする。

(専決処分)

第10条 市長は、非強制徴収債権のうち、1件の金額が100万円以下の債権の徴収に係る訴えの提起、和解及び調停に関することは、議会の委任による市長の専決処分に関する条例(平成18年嬉野市条例第204号)の規定により、処理することができる。

- 2 市長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを議会に報告しなければならない。

(履行期限の繰上げ)

第11条 市長は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第14条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第12条 市長は、非強制徴収債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、非強制徴収債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第13条 市長は、非強制徴収債権で履行期限後、相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を

超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第14条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第15条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

(放棄)

第16条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。ただし、非強制徴収債権（同一の債務者に係る同一の名称の非強制徴収債権に限る。）の額の総額が50万円を超える場合は、この限りでない。

- (1) 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が消滅時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。
- (2) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、債務を弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (3) 債務者が破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）その他の法令の規定により、当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
- (4) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (5) 債務者が死亡し、その債務について相続人が不在のとき又は全ての相続人が相続を放棄したとき。
- (6) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
- (7) 第9条の規定による強制執行等又は第12条の規定による債権の申出等の措置をとってもなお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、債務を弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (8) 第13条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過してもなお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (9) 当該非強制徴収債権の存在につき法律上の争いがある場合において、市長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

2 市長は、毎年度、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(施行日前に発生した債権の取扱い)

2 この条例の施行の日前に発生した市の債権についても、この条例の規定を適用する。

(嬉野市道路占用料条例の一部改正)

3 嬉野市道路占用料条例（平成18年嬉野市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

(嬉野市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

4 嬉野市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年嬉野市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第18条第6項を削る。